

(別紙)

諮問番号：令和5年度諮問第15号

答申番号：令和5年度答申第16号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、おおむね、次の理由により、原処分（生活保護費返還処分）は違法又は不当であると主張しているものと解される。

- (1) 住宅扶助費について、支給時に返還しなければならないことが予見できたにもかかわらず、処分庁の職員から全く説明がなかった。
- (2) 原処分について、返還対象となった住宅扶助費を支給してから約3年が経過している。
- (3) 住宅扶助費について、返還しなければならないものであるならば、初めから支給する必要はない。
- (4) 一度行った返還処分を取り消して金額を見直すなど、返還金額の算定がずさんである。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 自己破産手続中は家賃の支払義務は消滅せず、免責決定が行われて初めて債務消滅の効力が生じるものであることから、家賃の支払を保留しているとの申立てはあったものの支払義務は消滅していないとして住宅扶助費を認定し支給したこと及び免責を踏まえて原処分を行ったことに違法又は不当な点はない。
- (2) 処分庁の職員は、家賃にかかる債権が免責された場合には、支給済みの住宅扶助費について返還を求める旨の説明をしている。
- (3) 生活保護法（以下「法」という。）第63条に基づく返還請求権の消滅時効は地方自治法（以下「自治法」という。）で5年と定められており、原処分時点において返還請求権は消滅していない。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 処分庁は、請求人から自己破産に係る免責許可通知の提出を受けたことにより、請求人が家賃の支払義務を免れたことを把握し、その詳細について法第29条の調査を実施し、その結果、令和2年2月から4月までにおける請求人に係る最低生活費の額が遡及的に変更されたことから、当該月において支給した保

護費のうち、住宅扶助費相当額について返還対象とし、原処分を行ったことが認められる。こうした処分庁の判断は、法令等の規定に照らして、明らかに違背するものではない。

2 請求人の主張について

- (1) 処分庁は、請求人から、弁護士の助言により家賃の支払いを保留している旨の報告を受けており、その際に何ら住宅扶助費の返還について説明していないとは認められない。
- (2) 法第63条に基づく返還請求権は、自治法第236条第1項により消滅時効期間が5年とされているが、原処分で返還対象となった保護費が消滅時効にかかるものとはなっていないことから、原処分が違法又は不当と判断することはできない。
- (3) 住宅扶助費の支給時点においては、請求人が自己破産手続中であるものの、それをもって家賃の支払義務が消滅するものではなかったことから、住宅扶助費を認定し、支給したことに違法又は不当な点はない。
- (4) 原処分の前に行われた法第63条に基づく生活保護費返還処分は既に取り消されており、取り消される前の処分に対しての主張は本件審査請求の対象とはならない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和5年11月2日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月9日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

法第63条は、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、速やかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと規定する。

また、保護費の返還に係る事務は、自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は、当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めているが、かかる基準によれば、法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品の全額を返還すべきとされ、その返還請求権は、自治法第236条第1項により消滅時効期間が5年間とされることから、当該返還請求権を行使する日前5年間を超える保護費については消滅時効が完成したものとして取り扱って差し支えないとされている。

そこで本件についてみると、請求人は令和2年2月分から4月分までの住宅扶助費の支給を受けているにもかかわらず、同期間の家賃を支払うことなく同年11月12日に破産手続開始の決定を受け、令和3年5月13日に破産手続廃止の決定及び免責許可の決定を受けている。そして、処分庁は、請求人から免責許可の決定の報告を受け、同期間の家賃に係る請求人の債務が免責となっていることを確認した上で原処分を行ったことが認められる。

この点、請求人は、当該住宅扶助費について支給時に返還が必要となることが予見できたにもかかわらず処分庁の職員からは返還に関する説明が一切なく、また、返還が必要となるものならば支給する必要はなかったと主張する。しかしながら、家賃に係る破産手続開始の決定を受けたとしても免責許可の決定を受けるまでの間、債務は免責されていないのであるから、処分庁は請求人に対し当該住宅扶助費の支給を行う必要があったのであり、かつ、原処分に至るまでの処分庁の手続に法的な瑕疵があるとはいえないことから、請求人の主張を採用することはできない。

他方、請求人は、当該住宅扶助費を支給して約3年が経過してから返還を求めるのは違法又は不当であると主張する。しかしながら、令和2年2月分の住宅扶助費の支給が令和2年3月であって、処分庁が令和4年6月に法第29条による調査を通じて免責額を把握したのち原処分が行われたのは令和5年3月であることから、消滅時効は成立しておらず、したがって、請求人の主張を採用することはできない。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものとして認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 鳥 井 賢 治

委員 日 笠 倫 子